

岬町空き家再生事業補助金交付要綱

制定：令和7年4月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、活力ある地域づくりと居住環境の改善を図るため、町内の空き家住宅の改修又は除却（以下「改修等」という。）を行う空き家の所有者に対し、改修等に要する経費の一部について、予算の範囲内において空き家再生事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては岬町補助金等交付規則（平成5年岬町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 1年以上居住その他使用実績がない住宅をいう。
- (2) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、一戸建ての住宅又は区分所有である長屋住宅に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (3) 改修 住宅の機能の回復又は向上のために行う修繕、模様替え又は設備改善をいう。
- (4) 清掃 住宅内の清掃、住宅の敷地内での除草、その他新たに居住する上で支障となるものの撤去をいう。
- (5) 家財道具の処分 空き家内に残置された家具、電化製品、食器その他の家財道具を処分することをいう。
- (6) 除却 住宅の全部又は町長が適当と認める部分の除却（残存する部分に係る復旧及び修繕は除く。）をいう。
- (7) 入居予定者 空き家の賃貸について、空き家所有者等の同意が書面により得られている者で、改修工事完了後60日以内に賃貸借契約を締結する見込みの者をいう。ただし、補助対象者の2親等内の親族である者を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家の所有権を有し、改修等を行った者であること。ただし、法人を除く。
- (2) 当該空き家の購入又は改修等に関して、他の補助金を受けていないこと。
- (3) 本町が賦課する税及び税外収入金を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係である団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家住宅の改修等とし、改修、清掃及び家財道具の処分については、岬町空き家バンク制度に登録又は登録予定の住宅若しくは入居予定者の存する住宅に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、5万円とする。ただし、補助対象事業額が5万円に満たない場合は、補助対象事業額を補助金額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、改修等の工事の完了後60日以内に岬町空き家再生事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 空き家の登記事項証明書の写し又は固定資産税評価証明書の写し
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 改修工事設計図の写し（改修の場合）
- (5) 改修等前後の写真

- (6) 過去1年間の水道使用料証明書
- (7) 解体工事業業者の許可書証等の写し（除却の場合。建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可証又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業業者の登録証のいずれか。）
- (8) 改修等の工事に係る領収書又は請求書の写し
- (9) 賃貸借契約書の写し（入居予定者の場合）
- (10) 申請書（様式第1号）
- (11) 同意書（様式第2号）
- (12) 誓約書（様式第3号）
- (13) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは岬町空き家再生事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めるときは、岬町空き家再生事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により交付決定通知を受けた者は、速やかに岬町空き家再生事業補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 改修した住宅を改修後5年以内に除却したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、町長が適当でないと認めるとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し。令和7年4月1日から適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

- (1) 申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。
- (2) この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。